

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、①地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、②国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、③預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）」が、2021年5月19日に成立し、同年5月26日に公布された。（別紙1参照）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して 金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の概要

(別紙1)

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化

デジタル化や地方創生の取組みを
加速する必要

グローバルな拠点再配置の加速に呼応し
海外の金融機関・資金を日本に取り込む必要

企業を支援していくためにも
金融機関は自らの経営基盤を強化する必要

こうした課題に対応して日本経済の回復・再生を力強く支える金融機能を確立するため、規制緩和や環境整備を推進

デジタル化や地方創生への貢献など [銀行法等]

デジタル化や地方創生などに資する業務の追加

【銀行本体】

- 業務に、銀行業の経営資源を主として活用して営むデジタル化や地方創生などに資する業務を追加
 - ※ 内閣府令に個別列挙（自行アプリやITシステムの販売や、幅広いコンサル・マッチングなど）

【子会社・兄弟会社】

- テック企業に加え、新たに、地方創生などに資する業務を営む会社を子会社・兄弟会社に追加
 - ※ 通常は個別認可制だが、財務健全性・ガバナンスが充分なグループが銀行の兄弟会社において一定の業務を営む場合は届出制

出資を通じたハンズオン支援の拡充

- 出資可能範囲・期間の拡充【内閣府令事項】
 - ※ 早期の経営改善・事業再生支援や、中小企業の新事業開拓の幅広い支援
- 非上場の地域活性化事業会社について、事業再生会社などと同様に議決権100%出資を可能に

「海外で稼ぐ力」の強化

- 買収した外国金融機関の子会社などについて、現地の競争上必要があれば継続的な保有を認めることを原則に
- リース業や貸金業を主として営む外国会社について、迅速な買収を可能に

※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

グローバルな拠点再配置の加速への対応 [金融商品取引法]

日本市場の強化

- 海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人などについて、届出制の下、一定期間国内において業務を行うことを可能に
- 主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの運用に係る届出制度を創設

経営基盤の強化 [金融機能強化法等]

資金交付制度の創設

- ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するための資金交付制度を創設（2026年3月まで申請可能な時限措置）
 - [対象] 人口減少地域を主たる営業地域とする銀行等であって合併・経営統合などの事業の抜本的な見直しを行うもの
 - [交付額] ITシステム関連費用など見直しに要する費用の一部
 - ※ 預金保険機構の金融機能強化勘定に属する剰余金を活用
 - [監督] 金融機能強化審査会の意見を聴取しつつ、銀行等から提出された計画を審査（進捗を5年間モニタリング）

その他

- 経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の合理化に対応するため、銀行等保有株式取得機構による買取り期限を2026年3月まで延長
- 預金保険機構の金融機能強化勘定について、勘定廃止時における金融機能早期健全化勘定からの繰入れ規定を整備

※ 上記のほか、①新型コロナウイルス感染症等の影響に対処するための資金繰り支援の経験も踏まえた、やむを得ない事情がある場合の、合併・転換後の金融機関の業務継続に係る措置、②預金保険制度における、預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るための措置 等

第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取組みや制度整備を行った。

1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取組み

2018年6月28日に取りまとめられた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（別紙1参照）の提言を踏まえて公表した「記述情報の開示の好事例集」について、有価証券報告書等の主要項目（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）の好事例を更新するとともに、新たに、個別事項に関する開示例として「新型コロナウイルス感染症」及び「ESG」に関する好事例を取りまとめ、公表を行った（2020年11月6日公表、2021年3月22日最終更新）

また、政策保有株式については、2019年11月29日に公表した「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」の開示例を更新する形で改めて公表した（2021年3月22日）。（別紙2参照）

2. 金融審議会・市場制度WG

2021年6月18日に「市場制度ワーキング・グループ 第二次報告」が公表され、開示制度に関して、少人数私募の人数通算期間の見直し、特定投資家私募制度の拡充、プロ投資家向けのインターネット勧誘（広告）に係る募集概念の明確化について提言が行われた。

3. 令和元年会社法改正に伴う開示規制の整備

改正会社法（2019年12月11日公布）に伴い、以下の事項について関係政府令の改正を行った（2021年2月3日公布、同年3月1日施行）。

（1）取締役等に関する見直し

- ① 報酬等の決定方針等に係る有報等の記載事項の追加
- ② 補償契約・役員等賠償責任保険契約に係る有報等の記載事項の追加
- ③ 無償株式・新株予約権に係る開示制度の整備 等

（2）株主総会に関する見直し

会社法改正により導入された株主総会資料の電子提供制度¹に係るEDINET

¹ 株主の個別の承諾がなくても、電子提供措置（自社ウェブサイトへの掲載等により株主が株主総会参考資料等の提供を受け

T 特例²に関し、事実上行われている EDINET 上の開示書類の提供を法的に位置付けるため、法令上の公衆縦覧の方法としてインターネットを利用する方法を追加。

(3) その他

株式交付の際に使用する届出書の様式を整備 等

4. 金融審議会・市場WG報告書の提言を受けた開示規制の整備

金融審議会・市場WG報告書（2020年8月5日）において、重要情報シート等を用いて、かつ、契約締結前交付書面の主な内容を顧客に説明した場合には、法定書類を紙で交付することを要しないことを検討することが適当との提言が行われた。

これを受け、簡潔な重要情報提供等³を行い、目論見書被提供者の知識・経験等に照らして一定の事項を説明している場合に目論見書の電子提供を行えるよう、内閣府令改正を実施（2021年2月15日公布・施行）。

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資家が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」を審査）、②重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（2021年4月8日）。

ることができる状態に置く措置）を採ることができるようにするもの。

² 会社が株主総会前に EDINET で株主総会資料を含む有価証券報告書を提出した場合には、総会資料の提供があったものとして取り扱われるもの。

³ 次の事項を記載した書面を交付・提供し、説明すること。

- ・ 契約締結前交付書面の記載事項のうち目論見書被提供者の判断に資する主なものの概要・質問例
- ・ 目論見書記載事項の提供を受けるために必要な情報（URL 等）、当該事項を十分に読むべき旨
- ・ 請求があれば目論見書を書面により交付する旨

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っている。例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象に、大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などについて、その記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	9件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、トラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、EDINETのシステム再構築に係る取組みを行っている。本事務年度の状況は次のとおりである。

1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. EDINETのシステム再構築

EDINETのシステム再構築について、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法⁴等の新しい技術・手法

⁴ アジャイル型開発手法とは、システムの開発において、作業工程を段階ごとに順番に進め最終工程でユーザが確認する従来の手法ではなく、ユーザが開発作業に参加し、開発とユーザ確認を繰り返して作業を進める手法をいう。

の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討し、当該検討結果を踏まえ構築事業者の調達を行った。当該調達に当たっては、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が試行的に実施した技術的対話⁵を経て、一般競争入札を実施した。2020年10月から構築作業を実施しているところ、コロナの影響による作業進捗への影響を踏まえつつ、開発を行ってきた。

また、次期システムの運用・保守の調達に当たっては、システム構造の見直しによるライフサイクルコストの抑制を図りつつ調達仕様書案を作成し、同仕様書案に関心のある供給者に対し意見招請を行った。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2021年6月末時点で248社、全上場企業の時価総額の44.3%まで増加した。（別紙3参照）

IFRSへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況については、企業会計審議会総会・会計部会において審議が行われた（2020年11月）。

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、基本財務諸表やのれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

なお、のれんの会計処理については、国際会計基準審議会（IASB）が公表したディスカッション・ペーパーに対して、IFRS対応方針協議会において関係者の認識の共有を図りつつ、ASBJをはじめとした関係者からコメントレターを提出した（同年12月）。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、2021年6月に時価の算定に関する会計基準の適用指針が改正され、投資信託の時価の算定に関する取扱いが定められた。2019年10月に金融商品会計基準について、金融機関の貸出金の減損（償却・引当）の見直しに着手することを決定し検討が進められているほか、リース会計基準の見直しに向けた検討も

⁵ 技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続の中で行うものをいう。

進められている。

(4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」⁶の登録者等を対象に、「国際的な会計基準の開発に関する我が国からの意見発信の現状と課題」をテーマとしたシンポジウム（2021年3月）が開催された。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（MB）が設置されており、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長が会計・監査・開示に関する委員会（Committee）の議長を務め、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討・対応を行っている。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され（別紙4参照）、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（別紙5参照）「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」（第一次報告、第二次報告）の公表（別紙

⁶ IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。同ネットワークへの登録者は、2021年6月時点で1,250名となっている。

6、7参照)等の取組みが行われてきた。

また、2020年11月に、監査した財務諸表を含む開示書類のうち、財務情報以外の情報である「その他の記載内容」に対する監査人の手続の明確化及びリスク・アプローチの強化を内容とする監査基準及び中間監査基準の改訂を行い、2021年6月にこれに関連する内閣府令の改正を行った。

さらに、2021年2月以降、企業会計審議会監査部会を4回開催し、国際的な品質管理に関する基準の改訂を踏まえ、我が国における監査に関する品質管理について審議を行い、監査事務所が、経済社会の変化に応じ、主体的にリスクを管理することで、質の高い品質管理を行うことができるよう、「監査に関する品質管理基準」の改訂案について、2021年6月からパブリックコメントを実施した。

2. 株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会

近年の不正会計事案等を踏まえ、監査法人が監査手続の厳格化を進める中で、働き方改革などにより監査法人で人手不足が生じている一方、潜在的にIPOを目指す企業が増えていることを背景として、監査法人とIPOを目指す企業との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられなくなっているとの指摘が、実務者等より寄せられた。そのため、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるよう、関係者で課題認識等を共有するために、2019年12月に「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」を開催した。

本連絡協議会は、計3回にわたり、関係者間で課題認識や対応策について検討を行い、2020年3月に、関係者による取組みをまとめて「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」として公表した。

本年は、本報告書を踏まえ、日本公認会計士協会をはじめとする関係者と連携し、報告書記載の取組みを実施し、大手監査法人・準大手監査法人との意見交換会などの場を通じて、フォローアップを実施した。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、虚偽が認められた企業の財務書類について、故意または過失により虚偽のないものとして証明し、また、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた1監査法人に対し、業務停止命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2020年11月	監査法人大手門 会計事務所	業務停止5月 (清算業務を除く。)	故意または過失による 虚偽証明 著しく不当な業務運営
2020年11月	公認会計士1名	登録抹消	故意または過失による 虚偽証明
2020年11月	公認会計士1名	業務停止2年	故意または過失による 虚偽証明

(参考)

	2017年 6月末	2018年 6月末	2019年 6月末	2020年 6月末	2021年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	29,458	30,365	31,153	31,784	32,465
監査法人の数 (法人)	223	230	237	246	262

Ⅶ 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、大学生、高校生向けの講演をはじめ、その他広報活動等を日本公認会計士協会とも連携して実施し、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動を実施している。

本事務年度は、上記の広報活動や公認会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成等関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

Ⅷ I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は54カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、監査品質向上に向けた議論に貢献している。I F I A Rは2017年4月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置した。金融庁及び公認会計士・監査審査会は、我が国資本市場の一層の国際化の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。（別紙8参照）

2020事務年度は、I F I A Rの会議が全てオンラインで開催され、対面での意見交換に制約がある中、代表理事会メンバーとしてI F I A Rの活動に積極的に参画し、リモート監査の広がり等の新型コロナウイルス感染症が監査実務に及ぼした影

響について、我が国を含む主要加盟国・地域間での経験や取組を共有した。作業部会等での活動については、執行ワーキング・グループの副議長として運営を推進したほか、各国・地域の監査制度改革に関する取組状況や知見を共有するためのプロジェクトを主導するなど、積極的な貢献を行った。こうした中、2021年4月に開催されたIFIAR本会合において、総合政策局参事官兼IFIAR戦略企画室長が、アジアからは初めてIFIAR副議長に選出され（任期は2年間）、副議長国としてIFIARの組織運営への参画をより一層強めた。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における会計監査税務や経済界、金融資本市場関係等の各団体を幅広く会員とする「日本IFIARネットワーク」の第5回総会を2021年6月に開催し、関係者との情報交換を行った。さらに、IFIARネットワーク会員向けにオンデマンド配信によって開催された「IFIARシンポジウム」では、IFIAR議長を招いた基調講演や、高品質な監査に関するパネルセッションでの議論を通じ、IFIARの活動等について様々なステークホルダーに広く発信した。（別紙9～10参照）

報告の内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。

（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。

（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。

（例えば、監査人の継続監査期間など）

IV その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

今後の取組み

① プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

② 開示のベストプラクティスの収集・公表

③ 開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間 等

- 2019年3月に公表した「記述情報の開示の好事例集」について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後公表された有価証券報告書等における好事例を追加・更新
- 政策保有株式は、投資家が期待する好開示のポイントを例示として公表

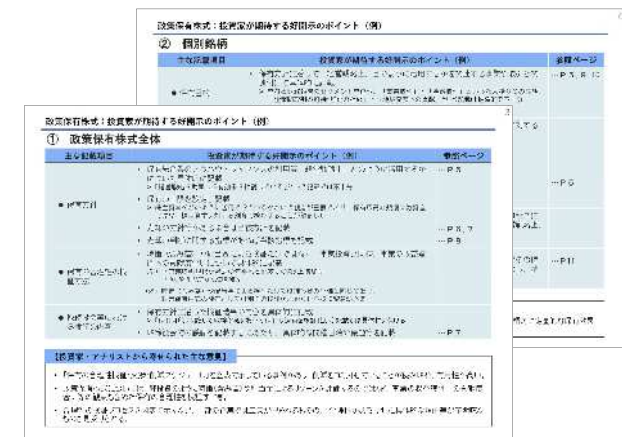
1. 記述情報の開示の好事例集 〔 2020年11月公表、2021年3月最終更新 〕

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 2019事務年度は、好事例集に「役員の報酬等」の項目を追加（2019年11月）するとともに、既存の項目を更新（2019年12月）。
- 2020事務年度は、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する項目を追加し、「記述情報の開示の好事例集2020」として公表（2020年11月）。既存の項目も随時更新（2021年3月最終更新）。

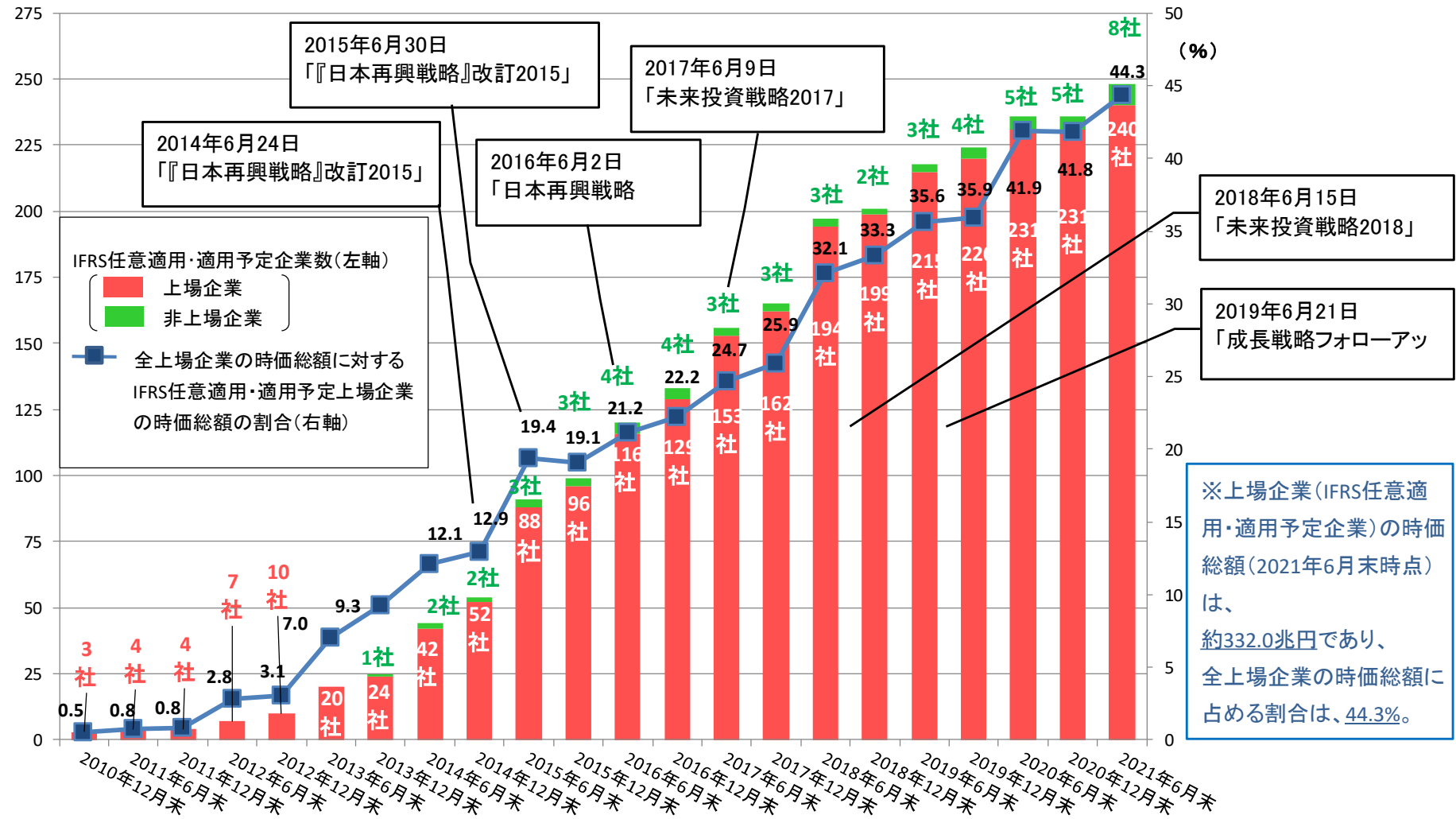


2. 政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例) 〔 2021年3月公表 〕

- 投資家が好開示と考える開示と現状の開示の乖離が大きいとの意見
⇒ 好事例の公表に代えて、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」を公表（2019年11月）。
- 2020事務年度においても、依然として、投資家の期待と現状の開示の乖離が大きいとの意見が聞かれている一方、好開示のポイントに沿った事例もいくつか見られたため、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」の開示例を更新する形で改めて公表（2021年3月）



日本におけるIFRS適用状況(2021年6月30日時点:248社)



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

会計監査の信頼性確保に向けて 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(別紙4)

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

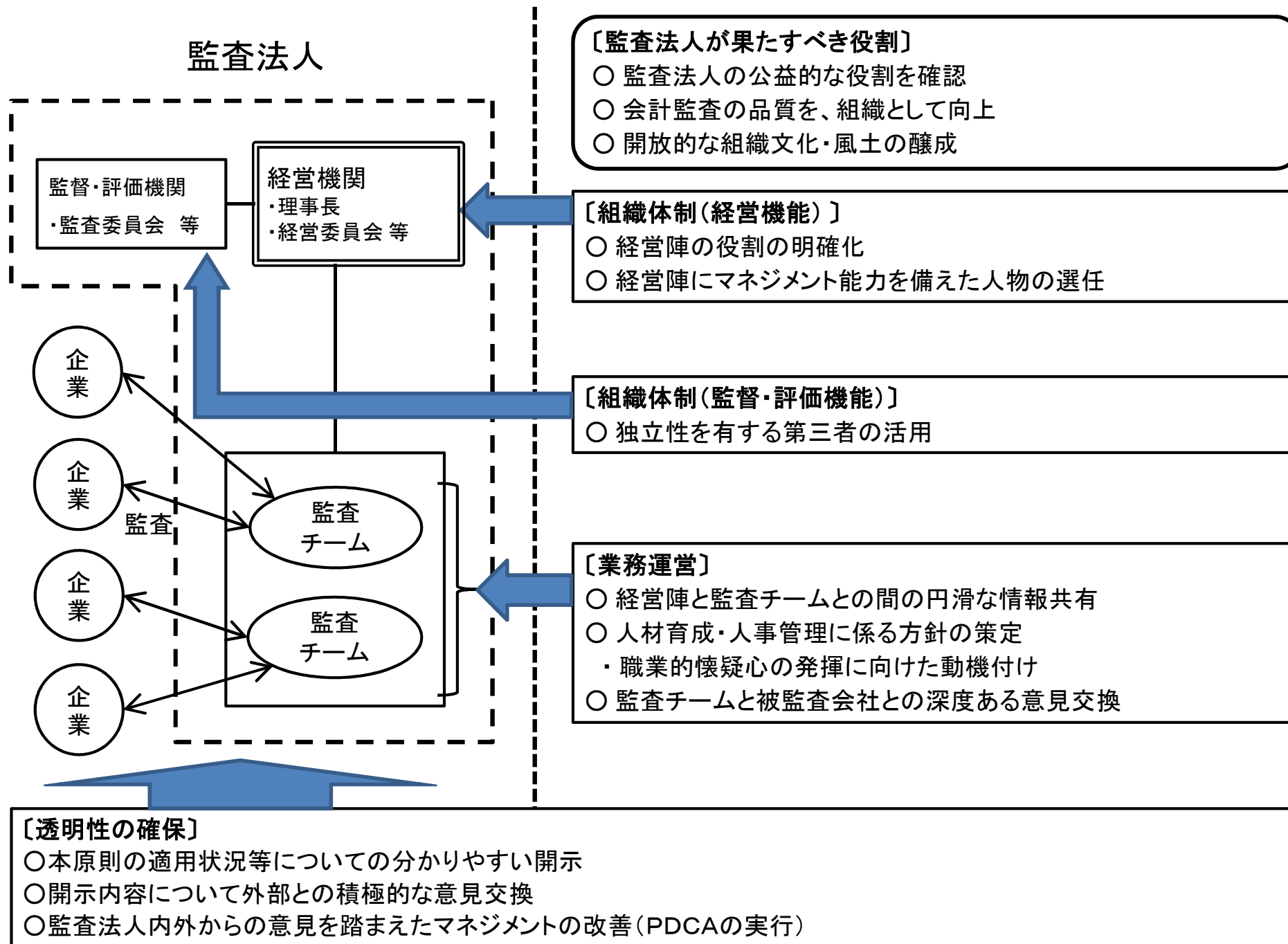
4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上



「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- 過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- 企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
 - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
 - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

(参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

【英CMAの提案概要】

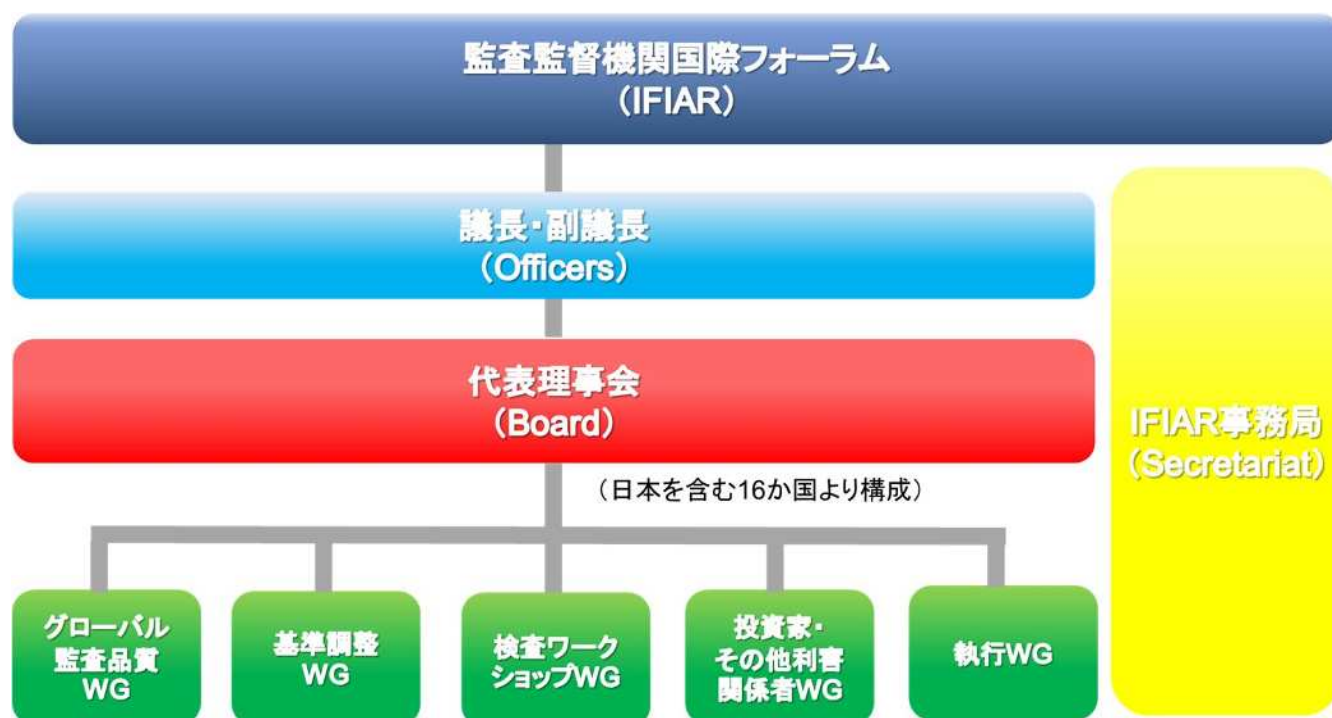
当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

IFIAR組織構成及び加盟国

(別紙8)

○ IFIAR組織図



○ IFIAR加盟国(54カ国・地域)

(2021年6月末現在)

欧州(32)

アイルランド(IAASA)	デンマーク(DBA)
アルバニア(POB)	ドイツ(AOB)
イギリス(FRC)	ノルウェー(FSA)
イタリア(CONSOB)	ハンガリー(APOA)
ウクライナ(APOB)	フィンランド(AB3C)
オーストリア(ASA)	フランス(H3C)
オランダ(AFM)	ブルガリア(CPOSA)
キプロス(CyPAOB)	ベルギー(CRME)
ギリシャ(HAASOB)	ポーランド(AOC)
クロアチア(APOC)	ポルトガル(CMVM)
ジブラルタル(FSC)	リトアニア(AAA)
ジョージア(SARAS)	ルーマニア(ASPAAS)
スイス(FAOA)	ルクセンブルグ(CSSF)
スウェーデン(SIA)	ロシア(MOF/FSFBO)
スロバキア(AOA)	
スロベニア(APOA)	
スペイン(ICAC)	
チェコ(RVDA)	

アジア・オセアニア(11)

インドネシア(FPSC)
韓国(FSC/FSS)
 シンガポール(ACRA)
 スリランカ(SLAASMB)
 タイ(SEC)
台湾(FSC)
日本(CPAAOB/FSA)
 フィリピン(SEC)
マレーシア(AOB)
オーストラリア(ASIC)
ニュージーランド(FMA)

中東(4)

アブダビ(ADAA)
 サウジアラビア(CMA)
ドバイ(DFSA)
トルコ(POA/CMB)

アフリカ(3)

ボツワナ(BAOA)
 南アフリカ(IRBA)
 モーリシャス(FRC)

北米(2)

アメリカ(PCAOB)
カナダ(CPAB)

中南米(2)

ケイマン(AOA)
ブラジル(CVM)

※下線を引いてある22カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

背景

- 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアール)は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関である。
- 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のために、我が国の産官学をあげた支援が必要。
- 誘致過程で支援を表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待が寄せられている。

⇒我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化することで、IFIAR事務局の活動支援、及び我が国における監査品質に関する意識の向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

- 会員：別紙の各団体
- 活動内容
 - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
 - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
 - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じてIFIARにおける取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会 (I B A)
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

第3節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

1. 銀証ファイアーウォール規制見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第一次報告(2020年12月)において、外国法人顧客に係る非公開情報等を情報授受規制の対象から除外する方針が示されたことを受けて、関連する改正内閣府令を公布・施行した(2021年6月)。

2. 店頭デリバティブ取引報告の一本化について

2020年金融商品取引法改正により、店頭デリバティブ取引情報報告の報告先が取引情報蓄積機関に一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係内閣府令・告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行い(2020年12月)、その結果を踏まえ同内閣府令・告示を公布した(2021年3月)。

II 金融商品取引所をめぐる動き(総合取引所の実現等)

1. 市場構造改革について

投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう、関係者とともに関東証券取引所の市場構造の見直しを進めた。その一環として、東証株価指数(TOPIX)について、機関投資家にとって使い勝手がよく、選定される企業にとっても納得感のあるインデックスとなるよう、市場区分とTOPIXの範囲を切り離し、連続性の確保を考慮しつつ、より流動性を重視する方向で企業を選定する等、東京証券取引所における算出方法の見直しのモニタリングを行った。

2. 大阪取引所の「CME原油等指数先物」上場について

大阪取引所は、シカゴマーカンタイル取引所(CME)市場に上場されているWTI、ガソリン、軽油の3つのエネルギー先物で構成される「CME原油等指数先物」の上場について、2020年9月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、総合取引所における取引商品の更なる拡大などに向けて取り組んでいるところ、金融庁としてモニタリングを行った。

3. 東証システム障害への対応

2020年10月の東京証券取引所のシステム障害を受け、東京証券取引所・日本取引所グループに対して、再発防止策の実施等を内容とする業

務改善命令を発出した（2020年11月30日）。東京証券取引所は、今般明らかになった課題を検討するため設置した再発防止策検討協議会において検討を行い、2021年3月25日、注文取消ルールの整備や売買再開基準の明確化等を内容とする報告書を取りまとめた。

4. 先物取引に係る祝日取引

我が国は他の先進国と比べて祝日が多く取引できない日が多いところ、大阪取引所は、2021年6月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、2022年9月を目途に先物取引に係る祝日取引の開始を目指しており、金融庁としてモニタリングを行った。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. ほふり・JSCCにおける手数料見直し

証券保管振替機構（ほふり）及び日本証券クリアリング機構（JSCC）では、資本蓄積の状況や利用者還元の観点から、株取引に関する振替・清算手数料の引下げの検討を開始した。これにより、ほふりでは、中期経営計画で示していた手数料の引下げを2021年4月から実施し、JSCCでも、同年3月より利用者との協議を開始したところ、金融庁としてモニタリングを行った。

2. ETF決済期間短縮

ETF市場の流動性向上を図るためのETFの設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、日本証券クリアリング機構（JSCC）や関係者の準備状況を適切にフォローするとともに、業務方法書の改正を認可した。JSCCが当該清算業務を開始したことに伴い、ETFの設定・交換にかかる決済期間が従来のT+3～5からT+2（約定日から2日後決済）に短縮された（2021年1月）。

3. 外国清算機関についての当局間情報共有枠組み

重要な市場インフラである決済・清算制度の安定性確保等の観点から見直した外国清算機関免許の適用除外制度においては、同制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、IOSCO MMoU等を基礎に、情報共有枠組みの整備を進めた。

Ⅳ 国際金融センターの実現

1. 金融行政上の課題

我が国において、国際金融センターとしての地位の確立を目指していくことは、雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資するのみならず、

国際的にも、リスク分散を通じ、アジアひいては世界の金融市場の災害リスク等に対する強靭性を高めることにつながると考えられる。また、日本には、大きな実体経済と株式市場、約 1,900 兆円という家計金融資産があり、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルが存在する。

2. 国際金融センターの実現に向けた取組み

こうした日本の強みを生かし、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020 年 12 月 8 日閣議決定）に盛り込まれた以下の各施策を、関係省庁とも連携しながら実施した。

（1）事前相談・登録審査・監督等の英語での対応

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等について、2020 年 11 月に英語での登録申請に係る事前相談の受付を開始した。2021 年 1 月には、従来の「金融業の拠点開設サポートデスク」を発展・改組する形で、登録から監督までを英語によりワンストップで対応するための「拠点開設サポートオフィス」を金融庁・財務局合同で立ち上げ、同年 6 月には同オフィスを日本橋兜町に移転し、2020 事務年度末時点で 2 件の英語での登録が完了した。

また、事前相談・登録審査・監督等の英語での対応を推進するため、2021 年 4 月には AI 翻訳サービス（テキスト・音声）を導入した。

（2）新規参入の円滑化

2021 年 1 月に、投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」を更新するとともに、財務局・財務事務所との事前相談に用いる概要書（投資助言・代理業、二種業）の様式を、日本語・英語の双方で金融庁ウェブサイト公表し、新規参入のさらなる円滑化を図った。

（3）税制改正等

外国の資産運用業者・高度金融人材が日本にビジネス参入しやすくなるための措置が講じられることとなった（詳細は、第 2 部第 6 章第 3 節「金融に関する税制」にて後述）。

（4）在留資格の緩和

資産運用業従事者に対して、高度人材ポイント制における優遇措置追加や雇用等可能な家事使用人の要件緩和等について出入国在留管理庁（入管庁）とともに検討し、入管庁において在留資格の利便

性向上に係る政令・告示改正を行った（2021年7月施行）。

（5）創業・生活支援

2021年6月に、日本に拠点を開設する外国人・海外金融事業者に対し、法人設立や在留資格取得、金融ライセンス取得、生活面に関する情報提供・相談について、無料かつワンストップで支援するモデル事業を開始した。同時に、拠点開発サポートオフィスの機能を拡充し、上記モデル事業と連携し、生活面に関する情報提供・相談を行うこととした。

（6）信用保証制度等の拡充

中小企業庁等と連携し、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象に、投資運用業等を追加するための制度整備に関する検討を行った。

（7）情報発信

2021年3月に専用ウェブサイトを立ち上げ、国際金融センター関連の施策や、日本での拠点開設・生活に役立つ情報を集約して、日本語及び英語にて発信している。

（8）海外金融機関等の受入に係る環境整備

海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、簡素な手続（届出）による参入制度を創設した（2021年通常国会において金商法改正法が成立（同年5月26日公布）、同年11月施行予定）。

（9）海外資産運用会社の登録申請書等の英語提出

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするため、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布・施行した（2021年1月）。（別紙①参照）

V 資産運用業の高度化

1. 金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

2. 資産運用業の高度化に向けた取組み

国内大手資産運用会社及びグループ親会社（主要8社・グループ）等との間で、顧客利益を最優先するガバナンスの確立、長期視点での運用重視の経営体制、各社の目指す姿・強みの明確化や顧客利益最優先の商品組成・管理等を実現するための業務運営体制の構築等の取組み状況について対話を実施した。

資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信にくわえて、金融機関等の機関投資家向けの私募投信のコスト・パフォーマンスについても、調査・分析を行った。その他、資産運用会社の業務運営に関する課題やグローバルな資産運用の潮流も踏まえて、各種調査・分析を行った。

上記の資産運用会社との対話、運用パフォーマンスの「見える化」の分析等の結果を取りまとめ、「資産運用業高度化プログレスレポート2021」を公表した。

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」 等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、[「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」](#)等につきまして、令和2年11月6日（金）から同年12月7日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、3の団体より延べ15件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[（別紙1）](#)を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 改正の概要

資金調達が多様化、資産運用の高度化、金融イノベーションの進化などを進め、日本の雇用・産業の創出や経済力向上の実現や、金融産業の国際的な立地におけるリスク分散を通じた、世界の金融市場の災害リスク等に対する強靱性を高めることを目指すため、日本の国際金融センター機能の強化を図ることが喫緊の課題です。

そのため、高度な専門性をもった海外の資産運用会社等の日本市場への参入を促進することが重要です。

こうしたことから、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするため内閣府令の改正等を行うものです。

具体的な改正の内容については、[（別紙2～5）](#)を御参照ください。

なお、本日、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で行うとともに、これらの業務をワンストップで行う「拠点開設サポートオフィス」を開設いたしました。詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

3. 公布日等

本件の内閣府令等は、本日付で公布・施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局市場課（内線 2640、2644）

- （別紙 1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙 2） [金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)
- （別紙 3） [金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令](#)
- （別紙 4） [金融商品取引業等に関する内閣府令第三百五十条第一項及び第二項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件](#)
- （別紙 5） [金融商品取引業者営業保証金規則第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件](#)